

ID: 408

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市営住宅管理条例 第52条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】 (家賃) 第52条 第49条の規定による使用に供される市公営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p> <p>2 前項の入居者の収入についての認定は、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日